

(民事訴訟法)

問題解説

---

問(1) (配点 : 20 点)

本問は、民法上の組合の当事者能力、および、当事者適格についての基本的な理解を問うものである。まず、民法上の組合が民訴法 29 条の「法人でない社団」として、当事者能力が認められるかどうかについて、代表者の定めが存在を基準とする立場(最判昭和 37 年 12 月 18 日民集 16 卷 12 号 2422 頁)、または、代表者の定めのほか、権利能力なき社団の成立要件を基準とする立場(最判昭和 42 年 10 月 19 日民集 21 卷 8 号 2078 頁参照)にもとづき、A について、当事者能力が認められるかどうかを検討することが求められる。そのうえで、A に本件訴訟における訴訟物について当事者適格が認められるかどうかについて、当事者適格の意義を踏まえ、その法的根拠を示して検討することが求められる。

問(2) (配点 : 20 点)

本問は、民法上の組合の業務執行組合員の当事者適格についての基本的な理解を問うものである。たとえば、訴訟追行の授権があること、弁護士代理の原則および訴訟信託の禁止原則の潜脱のおそれのないこと、そして、合理的必要のあること、などの具体的な判断基準（最大判昭和 45 年 11 月 11 日民集 24 卷 12 号 1854 頁）を示した上で、A の業務執行組合員である B に、本件訴訟の訴訟物について、任意的訴訟担当として当事者適格が認められるかどうかを検討することが求められる。

問(3) （配点 10 点）

本問は、訴訟手続の中断・受継についての基本的な理解を問うものである。訴訟係属中において団体の代表者に交替が生じた場合、そのことが、団体が当事者のとき、または、団体の代表者が当事者のとき、それぞれの訴訟手続に中断が生ずるかどうかが、誰が訴訟手続を受継するかということを説明することが求められる。必要な条文を指摘するとともに、本件訴訟では、L が訴訟代理人として選任されているという事情も考慮する必要がある。